

令和7年度

第11回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和8年2月26日(木)

令和7年度第11回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年2月26日(木) 10:00~10:45

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

| | | | |
|-------------|-----------------|--------------------|-------------------|
| <u>農業委員</u> | <u>会長</u> 松木会長 | <u>1番</u> 高橋委員 | <u>2番</u> 上原委員 |
| | <u>3番</u> 猪俣委員 | <u>5番</u> 荒川委員 | <u>6番</u> 荻野(信)委員 |
| | <u>7番</u> 加藤委員 | <u>8番</u> 高橋委員 | <u>9番</u> 小宮委員 |
| | <u>10番</u> 松井委員 | <u>11番</u> 荻野(武)委員 | <u>12番</u> 中戸川委員 |
| | <u>13番</u> 横山委員 | <u>14番</u> 笹尾委員 | |

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 佐野局長 佐草局長代理 廣野主管 三浦主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第5号 非農地証明について
- 報告第6号 生産緑地地区の取得あっせんについて

議 事

- 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第65号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 議案第66号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- 議案第67号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

<報告事項>

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、8件の通知について、土地の所在地の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、10件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、5件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、7件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第5号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、3件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

報告第6号 生産緑地地区の取得あっせんについて

事務局 議案書のとおり、2件の生産緑地地区の取得あっせんがあったので、希望者を募る。

議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請8件について、事務局に説明を求める。

(1 番案件)

事務局 1 番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立金目小・中学校五領ヶ台分校から北西に約410mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 2,230.00㎡

畑・・・約2反2畝

取得後経営面積 3,049.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (50代) 農業専従

配偶者 (50代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 譲受人は規模拡大を目的とした取得であり、申請地及び経営地はいずれも適正に管理されているので問題はない。

議 長 地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1 番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

(2番案件)

事務局

2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

下島自治会館から西に約300mに位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 6,190.00㎡

田・・・約5反7畝

畑・・・約4畝

取得後経営面積 6,870.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター2、耕うん機1、田植機1、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

経営地は適正に耕作されており、申請地についても適正に管理されているので問題はない。

議長

地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(3番案件)

事務局

3番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市消防署金目出張所から北西に約230mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 5,779.06㎡

田・・・約3反2畝

畑・・・約2反6畝

取得後経営面積 6,667.06㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 農業専従

配偶者 (50代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機3、田植機1、コンバイン2

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

経営地の管理状況に問題はなく、申請地も適正に管理されているので問題はない。

議長

地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

3番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(4番案件)

事務局

4番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

箕子橋自治会館から東に約150mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 24,673.00㎡

田・・・約1町7反4畝

畑・・・約7反2畝

取得後経営面積 25,825.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (80代) 農業専従

配偶者 (80代) 農業専従

子の配偶者 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

経営地は耕作されており、申請地も適正に管理されているので問題はない。

議長

地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

4番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(5番案件)

事務局

5番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市びわ青少年の家から南西に約610mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 8,364.00㎡

田・・・約3反1畝

畑・・・約5反2畝

取得後経営面積 8,850.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (50代) 兼業

父 (80代) 農業専従

配偶者 (50代) 兼業

【主要農機具】

トラクター2、耕うん機1、田植機1、コンバイン2

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地は既に譲受人によって耕作されており、申請地及び経営地はいずれも適正に管理されていることから問題はない。

議長

地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

5番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(6番案件)

事務局

6番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

簗子橋自治会館から南東に約350mに位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 23,607.00㎡

田・・・約1町3反5畝

畑・・・約1町1畝

取得後経営面積 24,707.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (40代) 農業専従

父 (70代) 農業専従

母 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター4、田植機1、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

譲受人は主に酪農を営んでおり、経営地及び申請地はいずれも適正に管理されているので問題はない。

議長

地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

6番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(7番案件)

事務局

7番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

平塚市西部福祉会館から北東に約450m、約480m、約580mに位置

全て農振農用地

【経営地】

経営面積 6,277.00㎡

田・・・約4反

畑・・・約2反3畝

取得後経営面積 11,304.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

配偶者 (60代) 農業専従

子 (40代) 兼業

子の配偶者 (40代) 兼業

【主要農機具】

トラクター4、耕うん機1、田植機1、コンバイン1

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

申請地はすでに譲受人が耕作を行っているところであり、申請地及び経営地はいずれも適正に管理されているので問題はない。

議長

地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

7番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

(8番案件)

事務局

8番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

市立城島小学校から北に約480mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 34,952.00㎡

田・・・約2町9反7畝

畑・・・約5反3畝

取得後経営面積 35,907.00㎡

【農業従事者内訳】

本人 (70代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター5、耕うん機2、田植機3、コンバイン2

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員

譲受人は主に水稻を営んでおり、申請地及び経営地はいずれも適正に管理されているので問題はない。

議長

地元委員及び事務局の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

8番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可

議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

相模原大磯線信号「岡崎」から北東に約350mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

住宅の用若しくは事業の用に供する施設 又は公共施設若しくは公益的施設が連たんし、農地の広がり30アールに満たない。

東側は雑種地、西側・南側・北側は水路。

【利用計画】

東側に隣接している駐車場と一体として利用する計画で、新たな出入口は設置しない。

計画地は碎石にて転圧し、雨水は申請地内自然浸透処理。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

譲受人は建設業を営んでおり、座間市、横須賀市、川崎市、横浜市を中心に事業を行っている。現在、東側隣接地を駐車場として利用しているが、土地の形状が不整形であること、必要最低限の面積しか確保できていないことから敷地内での転回、駐車に苦慮していた。社用車の増加も計画しており、既存駐車場の敷地拡大を検討していたところ、隣接地権者である譲渡人と所有権移転の合意が取れたことから転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は事業拡大に伴う駐車場不足を解消するため、駐車場として転用するもの。令和7年9月に転用許可を受けた東側の土地と一体的に利用する計画であり、碎石転圧のうえ雨水は自然浸透処理とすることから、周辺農地への影響はないと思われるので、転用について問題はない。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第65号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、2件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から2番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番から2番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、申請地は生産緑地に指定され、周辺は住宅地であるものの、適正に管理されているので問題はない旨を報告。

地元委員 2番案件について、申請地ではたまねぎを栽培しており、適正に管理されているので問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から2番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第66号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議 長 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、2件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。
1番から2番案件について特に問題がない限り一括審議とすることを問う。

委 員 異議なし。

議 長 一括審議を決定し、地元委員に意見を求める。

(1番案件から2番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、申請地は耕作されており、適正に管理されているので問題はない旨を報告。

地元委員 2番案件について、申請人はさつまいもを栽培しており、申請地は耕うんされるなど適正に管理されているので問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、確認書を発行することに決議する。

結 果 1番案件から2番案件について異議なしで議決される。⇒ 確認書発行

議案第67号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計7件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の種類を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(10時45分 閉会)

以上の会議の経過を記載し、確認したため署名いたします。